

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の 役員の数	備考
令和8年度北大東航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 立原秀一 沖縄気象台 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	2026/04/01	北大東村 沖縄県島尻郡北大東村字中野218	9000020473588	北大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		3,064,000			
令和8年度多良間航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 立原秀一 沖縄気象台 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	2026/04/01	多良間村 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99-2	4000020473758	多良間村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		3,120,000			
空港気象ドップラーレーダー装置定期点検等 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 立原秀一 沖縄気象台 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	2026/04/01	日本無線株式会社東京事業所 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号	3012401012867	当所空港気象ドップラーレーダー装置は那覇空港及びその周辺の空域における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、航空機の安全航行を支援するための装置である。この装置は、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等で構成されている。当所空港気象ドップラーレーダー装置の製作は、日本無線株式会社であり、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等の機構及びソフトウェアの開発、製作は同社独自のもので、これらの点検・調整作業は他社では実施できない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		12,430,000			
広帯域強震計修理 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 立原秀一 沖縄気象台 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	2026/05/27	明星電気株式会社東京事業所 東京都千代田区六番町2 番地19	2010001007784	多機能型地震観測局では、複数の地震観測装置から得られたデータにより常時地震観測を行い、観測データを伝送している。その伝送している観測データは、津波警報や緊急地震速報、震度情報の発表などの業務に使用されている。 本件は、多機能型地震観測局に設置していた広帯域強震計の観測機器TSM-1JSIに異常が発生したことから、この修理を行うものである。 当該装置が設置している多機能型地震観測局は明星電気株式会社が調整および取付を行っている。観測データについては、同社が製作した処理装置を介して伝送しており、その観測データを取得する広帯域強震計も同社が処理装置と互換性のある調整を行い取付している。そのため、他社での修理作業を実施した場合、観測データを取得する広帯域強震計が正しいデータを取得することができず、誤った情報を処理装置に送る恐れや、調整が不十分であった場合、処理装置にも不具合が発生する恐れがあり、地震観測業務に支障をきたす。このことから、当初から調整・取付を行った上記業者でなければ当該装置を修理できないと考えられる。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		7,260,000			
衛星通信機器等の取付調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 立原秀一 沖縄気象台 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	2026/09/07	明星電気株式会社東京事業所 東京都千代田区六番町2 番地19	2010001007784	多機能型地震観測局及び官署震度計は、揺れを確認した際に情報を早急に発信し、津波災害等の軽減を目的として導入されたものである。衛星通信機器は本観測局からの通信を安定的に実施するために必要である。多機能型地震観測局及び官署震度計に設置している装置は、明星電気株式会社が製作した機器であり、本装置について一番精通している会社といえる。仮に本装置に詳しくない業者が対応した場合、長時間の運用停止や不具合の発生が懸念され、有事の際に使用できない可能性が生じる。運用の停止はできるだけ短時間に留める必要があり、また障害復旧作業ではハードウェア及びソフトウェアに影響を与えることがあってはならない。本装置の構成品である衛星通信アンテナの取付調整後の接続試験は、製作者でなければ対応は不可能である。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		5,170,000			
多機能型地震観測装置の点検調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 立原秀一 沖縄気象台 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	2026/09/10	株式会社高見沢サイバネティクス福岡営業所 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目12番17号	7011201003197	多機能型地震観測装置(津波地震早期検知網)は、津波災害の軽減を目的として導入されたもので、沖縄県内の各地において地震及び震度観測を行っている。観測されたデータは、それぞれNTT専用回線や衛星回線を介して気象庁本庁や大阪管区気象台に伝送される。また、観測されたデータを解析し、津波警報・注意報等や緊急地震速報及び地震情報等に活用されている。業務の性格上、点検・調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要があり、当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えるようなことがあってはならない。また、作業後のデータ確認や機器調整も必要であり、この為には本装置に関する十分な知識と技能を有している必要がある。 株式会社高見沢サイバネティクスは、本装置(処理部)を製作した業者であり、本装置の取り扱いに関しては十分な知識と技能および作業実績を有していると考えられる。このことから、保守点検業者は上記業者を置いて他にない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		6,160,000			